

**出荷制限指示後の管理の考え方**  
**- 野生わらび -**

野生わらびの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

なお、栽培されているわらびについては、出荷前に検査を行う。

**1 制限区域の市町村からの出荷防止対策**

**(1) 生産者対策**

県は、野生わらびの出荷制限が指示された一関市、陸前高田市、奥州市及び平泉町の協力を得て、一関市、陸前高田市、奥州市及び平泉町の生産者等に対し、一切の出荷及び採取を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

**(2) 流通対策**

集出荷団体、産直施設、地方卸売市場等に対し、出荷制限が指示された一関市、陸前高田市、奥州市及び平泉町産の野生わらびを扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示（野生・栽培）により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された一関市、陸前高田市、奥州市及び平泉町産の野生わらびが販売されていないかを確認する。

**2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策**

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出される野生わらびについては、集出荷団体、産直施設、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

## 出荷制限指示後の管理の考え方

岩手宮城両県界の正東の線以南で宮城県石巻市金華山頂上から正東の線以北の海域（以下「以南海域」という。）のヒラメの出荷管理については、市町村、岩手県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

### 1 漁業者対策

県は、県内の漁業者に対し、以南海域においてはヒラメを漁獲しないよう指導するとともに、混獲した場合でも確実に選別して一切の出荷が行われないよう指導する。

### 2 遊漁船業者対策

県は、県内の遊漁船業者に対し、以南海域においてヒラメの採捕を目的とした案内を行わないよう指導する。

### 3 流通対策

県は、直販所及び卸売市場等に対し、以南海域で漁獲されたヒラメを取り扱わず、産地等を確認の上、以南海域以外の海域で漁獲されたヒラメを出荷する場合は適切な表示により、流通させるよう指導する。